

# 広島県感染拡大防止協力支援金（仮称）について

## 1. 制度概要

緊急事態措置期間中（令和2年4月22日から5月6日まで）に休業等の要請に**全面的に**協力した中小企業者に対して、支援金が支給されます。

## 2. 対象者・条件等

### (1) 対象者

緊急事態措置期間中（令和2年4月22日から5月6日まで）に休業等の要請に全面的に協力のうえ、休業期間中の雇用を維持等した者

### (2) 条件等

#### ① 全面的な協力

**緊急事態措置期間中（令和2年4月22日から5月6日まで）の全期間**、要請に応じた休業や食事提供施設における営業時間の短縮を実施すること。

**※4月22日から5月6日までの間、広島県の要請に協力した場合（期間要件にご注意下さい。）**

#### ② 雇用の維持（雇用者がいる場合のみ）

緊急事態措置期間を含む期間において、国の**雇用調整助成金**を利用すること

### (3) 提出必要書類

- ・営業実態が確認できる書類：確定申告書の写し、営業許可証等
- ・休業の状況が確認出来る書類：休業期間を告知するホームページや店頭ポスターの写し等

## 3. 対象者区分・支給額

対象者区分			支給額
中小企業者 （雇用者が いる事業主）	食事提供施設以外	緊急事態措置期間中の休業 かつ雇用調整助成金利用	30万円 (50万円)
	食事提供施設	緊急事態措置期間中の休業 かつ雇用調整助成金利用	30万円 (50万円)
		緊急事態措置期間中の営業時間短縮	10万円 (15万円)
中小企業者 （雇用者が いない事業主）	食事提供施設以外	緊急事態措置期間中の休業	20万円
	食事提供施設	緊急事態措置期間中の休業	20万円
		緊急事態措置期間中の営業時間短縮	10万円

※対象施設等は、広島県のホームページを参照 ※（ ）内は、複数施設を有する場合の支給額

## 4. 受付開始日

令和2年4月30日（予定）

## 5. 申請予定者における事前準備について

受付開始後、速やかな申請を行うため、申請書以外の必要書類を準備して下さい。

- ・休業・営業時間の短縮を告知する店頭ポスターの写真
- ・休業期間を告知するホームページの写し等

## 6. その他留意事項

- ・広島県議会において補正予算が可決された場合に実施されます。
- ・要請・依頼への協力事業者として、施設名等を広島県のホームページで紹介します。
- ・支給後、条件を満たしていないことが分かった場合、返還義務が生じます。

## 7. お問い合わせ先

・広島県商工労働総務課

TEL 082-513-3311

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp>

・江田島市交流観光課

TEL 0823-43-1644

<https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/>